

一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 38 年～50 年

物品 6 年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 偶発債務

該当事項はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 貸借対照表に係る事項

該当事項はありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 6,514 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支

146,291 千円

物件費(建設仮勘定から振替)	一千円	
賞与引当金繰入額	2,411 千円	
賞与引当金戻入額(職員給与等と相殺)	2,204 千円	
減価償却費	210,282 千円	
資産除売却損	一千円	
その他の経常収益	一千円	
資産売却益	一千円	
その他の臨時利益	一千円	
純資産変動計算書の本年度差額		-64,198 千円

以上